吉田利宏著『新法令用語の常識』第1刷(2014年10月) ISBN978-4-535-52086-8 訂正とお詫びについて

標記の本につき、以下のとおり訂正をし、お詫び申し上げます。

- ・目次iv頁15行目、および、83頁7行目
- 誤)「不適正」
- 正)「不適法」
- 5頁6行目以下

修正前)

「なお効力を有する」の場合には、旧法令や改正前の法令自身はすでに完全に失効しており、「なお効力を有する」という規定のみが適用根拠となっています。いうなれば、すでに「死んでいる」法令の一部を、特定の場合に「なお効力を有する」という呪文で生き返らせて適用させているといえるでしょう。その規定だけが生き返ったのですから、旧法令の下位法令が別にある場合にも、…

修正後)

「なお効力を有する」という場合には、その規定によって効力を有するとされる旧法令や改正前の法令の規定そのものが効力を有するのに対して、「なお従前の例による」の場合には、旧法令や改正前の法令自身はすでに完全に失効しており、「なお従前の例による」という規定のみが適用根拠になります。いうなれば、すでに「死んでいる」法令を「なお従前の例による」という呪文で包括的に生き返らせて適用させているといえるでしょう。「なお効力を有する」とする場合には、その規定だけが効力を有することになったわけで、旧法令の下位法令が別にある場合にも、…

- •16頁8行目
- 誤) 三段階になっとき
- 正) 三段階になったとき
- · 101頁10行目
- 誤) 刑罰で1種
- 正) 刑罰の1種
- •101頁11行目
- 誤) 財産権
- 正) 財産刑